

一般財団法人守山野洲勤労福祉サービスセンター給付事業規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人守山野洲勤労福祉サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）業務規則第3条第1項の規定に基づき、給付金の給付事業について、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、サービスセンターの会員または当該遺族（以下「会員等」という。）に適用する。

(効 力)

第3条 共済の給付に関する効力は、入会を承諾した日（加入申込のあった日の属する月の翌月1日の午前0時）の1年後から発生する。

2 会費の納入その他の実務を怠っているときは、その効力を停止または喪失する。

(停止の解除)

第4条 共済金の給付に関する効力の停止の解除は、会員が会費の納入その他の義務を履行した日からとする。

(給付の請求)

第5条 会員が給付を受けようとするときは、共済事由が発生した日から3年以内に、共済金給付申請書(別記様式第10号)および共済事由証明書(第11号様式)により理事長に請求しなければならない。

2 前項の申請書には、別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。

3 共済事由発生した日から3年が経過したときは、共済金の受給の権利は消滅する。

(給付の決定)

第6条 理事長は申請書を審査し給付を決定したときは、給付金を支払うものとする。

2 理事長は、申請書を審査し給付を否決したときは、当該申請者に通知し、申請書を返却する。

(共済金の返還)

第7条 申請者が偽りまたはその他不正行為により共済金を受けたときは、理事長は、共済金を返還させるものとする。

(異議の申立)

第8条 申請者は、給付の決定に関して疑義あるときは、決定通知後、1箇月以内に理事長宛異議の申立をすることができる。

2 理事長は、異議の申立のあった事項について、理事会の協議のうえ、その結果について当該申請者に通知する。

(共済金額)

第9条 共済金額は、別表第1に定めるところによる。

(給付の種類)

第10条 給付の種類は、次条から第19条までの規定に基づき実施する。

(結婚祝金)

第11条 会員が結婚したときは、結婚祝金を支給する。ただし、過去に支給された会員は除く。

2 結婚とは、民法（明治29年法律第89号）に定める婚姻をいう。

(出産祝金)

第12条 会員と会員の配偶者（内縁を含む）との間に、子が生れたときは、出産祝金を支給する。

(就学祝金)

第13条 会員の子が小学校に入学したときは、就学祝金を支給する。

(銀婚・金婚祝金)

第14条 会員加入期間2年以上の会員であって、会員が結婚した日（戸籍の入籍日）より25年を迎え、夫婦が生存しているときは、銀婚祝金を支給する。また、会員加入期間5年以上の会員であって、会員が結婚した日（戸籍の入籍日）より50年を迎え、夫婦が生存しているときは、金婚祝金を支給する。

(還暦祝金)

第15条 会員が満60歳を迎えたときは、還暦祝金を支給する。

(高年齢者特別給付金)

第16条 会員加入期間2年以上の会員であって、満70歳を迎えたときは、高年齢者特別給付金を支給する。

(傷病見舞金)

第17条 会員が、同一傷病で連続して14日以上休業したときは、傷病見舞金を支給する。

(死亡弔慰金)

第18条 会員・会員の配偶者、父母（養父母および同居の義父母を含む（以下「父母」という。））および子が死亡したときは、死亡弔慰金を支給する。

2 妊娠7箇月以上の胎児が死亡して出生・流産および生後14日以内に死亡した場合は、子の死亡とみなす。

3 会員が死亡したとき支給する死亡弔慰金の受取人の範囲および順位については、次によるものとする。

(1) 第1順位 配偶者

(2) 第2順位 子

(3) 第3順位 父母

(4) 第4順位 兄弟姉妹

(退会餞別金)

第 19 条 会員が、加入期間が 3 年を超えて退会するときは、その加入期間に応じて退会
餞別金を支給する。

(委任)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(改定第 9 条)

(経過措置)

この規定による改正後の規定は、この施行日以後に支給すべき事由が発生した共済金の
支給に適用し、施行日前に支給すべき事由が発生した共済金の支給については、なお、従
前の例による。